

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金制度における四国中央市利子補給のご案内

(1)融資対象者

県内に事業所を有し、愛媛県信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む法人又は個人であって、新型コロナウイルスの影響を受けて、セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号又は危機関連保証を利用される方

(2)融資条件等(愛媛県ホームページより。一部改変)

利子補給申請受付期限:令和2年12月28日17:00

区分	全国統一枠		県独自枠
	①	②	③
対象者	「(1)融資対象者」のうち、 ・個人事業主 (事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る。) ・売上高が前年同期比15%以上減少している小・中規模事業者	「(1)融資対象者」のうち、 売上高が前年同期比15%未満減少している小・中規模事業者 (※注1)	「(1)融資対象者」該当者 (※注1)
融資利率	1.00% ⇒0%〈融資後3年間国、4年目以降7年まで市負担〉	1.00%	1.00% ⇒0%〈融資後3年間県・市、4年目以降市負担〉
保証料率	0.85%(※注2) ⇒0%〈全額国負担〉	0.85%(※注2)⇒0.425%〈半額国負担〉	0.70又は0.80% ⇒0%〈全額県負担〉
資金使途	運転資金・設備資金 ⇒四国中央市の利子補給対象は「運転資金」		運転資金
融資限度額	4,000万円		全国統一枠とあわせて5,000万円以内
融資期間	10年以内(うち据置5年以内) ⇒四国中央市の利子補給対象は7年以内(うち据置1年以内)		7年以内(うち据置1年以内)
担保	無担保		保証協会の定めるところによる。
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 また、本制度における経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。		保証協会の定めるところによる。
取扱期間	令和2年5月1日から令和3年3月31日		

※四国中央市においてセーフティネット保証の認定を受けた事業者で、愛媛県新型コロナウイルス感染症対策資金を利用する方のうち、①、③について利子補給を行います。【利子補給申請期限：12月28日17時】

※令和3年1月以降の申請受付分からは、県独自枠の県・市町連携分(1~3年)のみ補給対象となります。

※実質無利子・無担保融資の対象となる方は、全国統一枠を融資限度額まで利用した場合に県独自枠を利用できます。

※融資条件などにつきましては、愛媛県ホームページにてご確認ください。【下記リンク参照】

- ・注1)「(1)融資対象者」のうち実質無利子・無担保融資の対象とならない方は、実質無利子・無担保融資以外の全国統一枠(保証料半額補助)及び県独自枠(保証料全額補助)のどちらでも選択することができます。
- ・注2)以下の2つの要件を満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより経営者保証の免除を受けられます。
 1. 直近の決算書が資産超過であること
 2. 法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付け等)について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。